

## 総務委員会会議録

日時 平成28年12月14日(水) 開会時間 午前10時01分  
閉会時間 午後3時33分

場所 第1委員会室

委員出席者 委員長 永井 学  
副委員長 猪股 尚彦  
委員 中村 正則 望月 勝 桜本 広樹 杉山 肇  
望月 利樹 高木 晴雄 安本 美紀

委員欠席者 なし

### 説明のため出席した者

公安委員長 赤岡 利行 警察本部長 近藤 知尚 警務部長 前田 尚久  
生活安全部長 細入 浩幸 刑事部長 輿石 靖  
交通部長 輿水 雅彦 警備部長 川崎 雅明 首席監察官 小林 仁志  
総務室長 清水 順治 警察学校長 市川 和彦  
警務部次長 有泉 照夫 交通部次長 古屋 秀敏  
総務室参事 石川 善文 警務部参事官 窪田 圭一  
生活安全部参事官 切刀 康友  
刑事部参事官 鶴田 孝一 刑事部参事官 小林 敏廣  
交通部参事官 中山 良彦 警備部参事官 加々美 誠  
会計課長 岩柳 治人 教養課長 野矢 聡 監察課長 天野 英知  
厚生課長 若月 誠 地域課長 瀬戸 良広  
少年・女性安全対策課長 西山 雄三  
生活安全捜査課長 比留間 一弥 捜査第二課長 兩宮 雄二  
組織犯罪対策課長 宇野 晃  
交通指導課長 加々見 政治 交通規制課長 窪田 豊  
運転免許課長 入戸野 敏彦 警備第二課長 小林 信一

総合政策部長 吉原 美幸 県民生活部長 布施 智樹  
リニア交通局長 佐藤 佳臣  
総合政策部次長 小島 徹 総合政策部次長(秘書課長事務取扱) 平賀 太裕  
県民生活部次長 上小澤 始 県民生活部次長 弦間 正仁  
県民生活部参事 依田 正樹  
リニア交通局リニア推進監 内田 稔邦 リニア交通局理事 清水 豊  
リニア交通局次長 上野 直樹 リニア交通局技監 市川 成人  
政策企画課長 末木 憲生 国際総合戦略室長 落合 直樹  
広聴広報課長 渡邊 和彦 地域創生・人口対策課長 宮崎 正志  
県民生活・男女参画課長 三井 薫 北富士演習場対策課長 中込 巖  
統計調査課長 古屋 久 消費生活安全課長 杉田 真一  
生涯学習文化課長 深澤 宏幸 世界遺産富士山課長 長田 公  
私学・科学振興課長 内田 不二夫  
リニア推進課長 依田 誠二 交通政策課長 深沢 修

総務部長 前 健一 防災局長 宮原 健一 会計管理者 深澤 肇  
人事委員会委員長 小俣 二也 代表監査委員 小野 浩  
選挙管理委員会委員長 成澤 秀仁  
総務部理事 塚原 稔 総務部次長(防災局次長兼職) 若林 一紀  
総務部次長(人事課長事務取扱) 中澤 宏樹  
職員厚生課長 秋山 晶子 財政課長 泉 智徳 税務課長 保坂 陽一  
財産管理課長 塩野 開 行政経営管理課長 上野 良人  
市町村課長 森田 貴夫 情報政策課長 中野 修  
防災局次長(防災危機管理課長事務取扱) 廣瀬 久文 消防保安課長 小澤 浩  
出納局次長(会計課長事務取扱) 鷹野 正則 管理課長 保坂 芳輝  
工事検査課長 丸山 哲  
人事委員会事務局長 伊藤 好彦 人事委員会事務局次長 石原 洋人  
監査委員事務局長 秋山 剛 監査委員事務局次長 渡辺 健  
議会事務局次長(総務課長事務取扱) 清水 正

議題 (付託案件)

- 第97号 山梨県知事、副知事、公営企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当及び期末手当支給条例中改正の件
- 第98号 山梨県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例中改正の件
- 第99号 山梨県職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例中改正の件
- 第101号 山梨県警察職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例中改正の件
- 第102号 山梨県職員の退職手当に関する条例中改正の件
- 第103号 山梨県警察関係手数料条例中改正の件
- 第104号 山梨県県税条例等中改正の件
- 第105号 平成28年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの並びに第4条地方債の補正
- 第106号 平成28年度山梨県集中管理特別会計補正予算
- 第108号 動産購入の件
- 第112号 当せん金付証券発売の件

- 請願第28-9号 臨時国会でTPP協定を批准しないことを求める意見書の提出について
- 請願第28-12号 山梨県各機関における非行政書士行為排除の徹底を求めることについて
- 請願第28-13号 新たな任務で南スーダンへ派遣した自衛隊を撤退させる意見書の提出を求めることについて

審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。また、請願第28-12号については採択すべきもの、請願第28-9号については不採択すべきもの、請願第28-13号については継続審査すべきものと決定した。

**審査の概要**            まず、委員会の審査順序について、警察本部、総合政策部・県民生活部・リニア交通局、総務部・防災局・出納局・人事委員会事務局・監査委員事務局・議会事務局の順に行うこととし、午前10時1分から午前10時41分まで警察本部、休憩をはさみ、午前11時から午後12時28分まで総合政策部・県民生活部・リニア交通局の審査を行い、休憩をはさみ午後1時59分から午後3時33分まで総務部・防災局・出納局・人事委員会事務局・監査委員事務局・議会事務局関係の審査を行った。

**主な質疑等**        **警察本部関係**

**第101号 山梨県警察職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例中改正の件**

**質疑**                なし

**討論**                なし

**採決**                全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

**第103号 山梨県警察関係手数料条例中改正の件**

**質疑**

**桜本委員**            改正道路交通法の資料中の2.臨時適性検査制度の見直しということで、認知機能検査で認知症のおそれのあると判定された高齢者という部分ですが、この医師の診断を受け、または命令に従い診断書を提出しなければならないということだが、この期間は、この方々は運転できるんですか。

**入戸野運転免許課長** 医師の診断により認知症と判断された場合は、聴聞等により免許の取り消し等の処分になります。その間、聴聞により取り消し等の処分までは基本的には運転はできるという形になっております。よって、聴聞によって取り消しになり初めて車の運転ができないという形になります。

**桜本委員**            それでは、例えば医師の診断書を何カ月以内に提出しなければならないとか決まりはないのか。この対象になる方が診断を受けなければ、ずっと、その間、運転してしまうというケースもあるかと思うんですが、何カ月以内に提出しなければならないとか、そういった規定も中にはあるんでしょうか。

**入戸野運転免許課長** このたびの法改正によりまして、認知症と判断されて医師の診断等が必要となった場合は通知を行います。通知が手元に届いたところで1カ月以内に検診をしなければならないという規定になっております。その間に行われない場合等については、まず免許の関係については停止の処分、また停止の期間中に再度通知をして、それでも受けない場合については取り消しという順序になってまいります。

**猪股副委員長**        本年10月横浜市で発生した小学生男児が被害者となる交通事故を初め、近年全国では80歳以上の高齢運転者による死亡事故が相次いで発生しており

ます。また、県内においても、高齢者運転者が運転操作を誤り、店舗などに衝突する交通事故が連続で発生するなど、高齢運転者の対策は喫緊の課題となっております。こうした中、高齢運転者に係る交通事故防止のためには、来年3月に施行される改正道路交通法が円滑に施行されることが重要であると認識しております。これに関して、このたび山梨県警察関係手数料条例の一部を改正されることですが、どのような経緯で改正されるのか、その辺に対してお伺いいたします。

入戸野運転免許課長 平成27年、準中型免許の新設と高齢運転者対策の推進を図るための規定の整備を内容とする改正道路交通法の一部を改正する法律が公布され、来年3月12日から施行となります。この詳しいものにつきましては、お手元にチラシを配付させていただきました。今回の法改正で準中型免許が新設された背景は、全国的に車両総重量3.5トン以上5トン未満の貨物自動車に係る死亡事故の発生率が高いことから、この範囲の貨物自動車による交通事故防止を図るため、免許の種類として準中型免許が新設されたものでございます。

次に、高齢運転者対策の推進を図るための規定が整備された背景は、全国的に交通死亡事故件数は減少傾向にあります。75歳以上の高齢運転者による交通死亡件数や交通死亡事故全体に占める割合は増加の傾向にあり、今後も高齢の免許保有者がさらに増加することから、高齢運転者に対する交通事故防止を図ることが強く求められております。こうした状況を踏まえ、高齢運転者対策の推進を図るため、臨時認知機能検査や臨時高齢者講習の新設、高齢者講習の高度化・合理化の分類、臨時適性検査制度の見直し等の規定を整備したものであります。

この法改正に伴いまして、本年7月、政令であります道路交通法施行令の一部が改正され、運転免許試験や高齢者講習等に係る手数料の標準額が改められました。これに基づき、本県における運転免許試験や高齢者講習等の関係手数料20件につきまして所要の改定を行うものでございます。またあわせて、特定任意高齢者講習手数料等の、この政令で標準額が定められていない任意講習に係る手数料計4件につきましても、警察庁が示した参考値の額などに準じて所要の改定を行うものでございます。

猪股副委員長 今回の条例改正の内容について、運転免許の手数料など、政令で定める標準額に基づく手数料と、特定任意高齢者講習など、政令に定めない手数料について改定するものと承知しておりますが、政令で定める標準額に基づく主な手数料の改定内容について、どのようなものなのかお伺いします。

入戸野運転免許課長 政令で定める標準額に基づく主な手数料の改定内容につきましては、1つ目は、運転免許試験に係る手数料であり、運転免許試験手数料に係る大型、中型及び新設されます準中型免許の技能試験を公安委員会が提供する自動車を受験する場合の手数料を7,400円から7,050円に改定するなど、計9件の手数料を改定するものであります。

2つ目は、講習に係る手数料であります。現行の高齢者講習手数料につきましては、75歳未満の方が受講する高齢者講習手数料は5,600円、75歳以上の方が受講する高齢者講習手数料は5,200円と定められております。今回の法改正により、高齢者講習が合理化と高度化に分類されますので、講習時間が2時間の合理化高齢者講習の手数料を4,650円に、講習時間が3時間の高度化高齢者講習の手数料を7,550円に改定するものであります。また、新設された臨時高齢者講習の手数料を5,650円とするなど、計11件

の手数料を改定するものでございます。

猪股副委員長 最後になりますが、政令で標準額が定められていない手数料の主なものの改定内容について御説明願います。

入戸野運転免許課長 政令で標準額が定められていない手数料の改定につきましては、国家公安委員規則等により運用が定められている任意の講習に係る手数料の改定であります。これらの講習につきましては、警察庁が示した参考値の額や今回の政令で定められた額に準じて改定するものであります。その主な改定内容につきましては、特定任意高齢者講習(簡易)の手数料を1,400円から1,500円に、また特定任意高齢者講習の合理化講習(通常)の手数料を5,800円から4,650円に、特定任意高齢者講習の高度化講習(通常)の手数料を5,800円から7,550円に改定するなど、計4件の手数料を改定するものであります。

以上が、今回の山梨県警察手数料条例の改正に係る改定と改正の主な内容でございます。県警察といたしましては、県民の皆様に対し、改正道路交通法に対する広報・啓発を積極的に推進し、県民の皆様からの御理解をいただきながら、法改正の円滑な施行を図るとともに、高齢運転者に対する交通事故防止に努めてまいりたいと考えております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

**第105号 平成28年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの並びに第4条地方債の補正**

質疑

高木委員 課別説明書の警2ページ、繰越明許費についてお尋ねをいたします。2,682万3,000円の繰越明許費、これは神金駐在所の新築移転に伴う予算が入札不調によるということでありまして、年度内の確保の予定でありましたものができない。この理由と原因についてお尋ねをします。

岩柳会計課長 日下部警察署神金駐在所の建設事業につきましては、平成29年3月末までの完成に向けまして、本年9月27日と10月14日の2回にわたって一般競争入札を執行したところでありますけれども、いずれも応札業者がなく、入札が不調に終わったところであります。この原因につきましては、関係業者の諸事情によるところが大きいということで一概に申し上げることは困難でありますけれども、一般的には、東京オリンピックの開催に伴う建設需要の拡大とか、あるいは少子高齢化による労働人口の減少等が背景としてありますので、建設技術者や下請業者の不足とか、あるいは資材の高騰、人件費の高騰等が要因の1つとして考えられるところであります。

高木委員 今回の会計課長の説明だと少し納得できないところもあるんです。急にオリ

ピックになったわけでもありませんし、急に資材が上がったとも聞いてもおりません。そうした中で、一般的に入札不調というのは予定価格に達しないとかということとなる場合が過去には何度かあったんですが、初めから提示された金額に実勢価格が合わないということで業者みずから手を挙げないということはそうそうあることではないと思います。そこら辺の設計や仕様書などの、もろもろの不備ということではないでしょうね。そういうところに配慮が足りなかったのではないかなというようなことも感ずるわけですが、その辺はいかがでしょうか。

岩柳会計課長 参加業者がいなかったということで確認のしようがないところもございませぬけれども、先ほど申し上げましたのは、あくまでも推測と申しますか、今、諸情勢を踏まえてこんなことが考えられるのではないかと申し上げさせていただきました。今現在、この設計の内容とか、あるいは仕様の内容等がどんなものだったのかということで今検証しているところでありまして、再度入札手続に入るわけですが、その検討・検証結果を踏まえまして、またそれに反映させていきたいと考えております。

高木委員 1回目が9月17日だったのでしょうか。2回目が10月14日で、その後はできなかったのでしょうか。繰越明許する前にもっと方法はなかったのか、その辺をお尋ねしたいと思います。

岩柳会計課長 駐在所の建設事業につきましては、基礎工事とか、あるいは躯体工事、また内装工事等含めまして、再公告から完成まで約6カ月間の工期を要するものであります。先ほど第2回目の入札を10月14日と申し上げましたけれども、その入札執行後に、速やかにまた再度入札の手続を踏んだといたしましても、年度内に工事の完成は難しいと思います。今、非常に厳しい状況であるということで、今回この事業につきましては年度を越えて工期を設定する必要があると判断いたしまして、今議会におきまして繰越明許費の設定をお願いしているところでございます。

高木委員 状況はわかりました。交番だとか駐在所は、地域の住民にとって最も身近で重要な安全安心のシンボルだと私は認識しております。なお、全警察官が時として自分の身の危険も顧みず昼夜たがわず努力されておるといふふうに思うわけですが、そうした努力がこのようなたび重なる不調によって、地域の方たちの不満や不安を呼び起こさないか、こんなようなことで、私が居住している日下部警察署管内のこの事案は非常に残念に思うわけですが、二度とこのようなことが起こらないために、今後どのように取り組まれていくのか、最後に御所見をお伺いします。

岩柳会計課長 駐在所の建設事業が長期化した場合でも、平素の治安維持活動等に影響はございませんけれども、来訪者の方々の利便性、あるいは勤務員の士気等に少なからず影響が及ぶ可能性がありますので、速やかに工事請負契約を結びまして、必要な工事を着実に進めていく必要があると考えております。県警察といたしましては、今後、関係機関等と連携を深めながら、設計や仕様等の見直しを図るなどいたしまして、関係業者が入札に参加しやすい環境を整えて契約事務を進めまして、1日も早くこの事業を完遂させて、より質の高い安全安心を地域住民の方々に提供してまいりたいと考えております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

## 所管事項

### 質疑

(山岳遭難防止の啓発活動について)

望月(利)委員 山岳遭難について1点質問をしたいと思っています。本会議でも代表質問において、山岳の整備について質問しましたが、そういった部分における関連の質問でもあります。山梨県は山岳観光を推進しております。そして、観光客、また、登山客が右肩上がりの中、当然比例して山岳遭難の確率も高くなっていくのではないかと考えております。そんな中、県警が、元オリンピック選手の萩原智子さんを起用して、都内でキャンペーンというか、山岳遭難防止の啓発活動を行ったという報道を目にいたしました。その活動を行った趣旨についてお伺いしたいと思います。

瀬戸地域課長 本年の県内におけます山岳遭難は、統計を取り始めた昭和40年以降最多でありました数値を大きく超えております。その遭難者は、東京都を中心とする県外者が約9割を占めるという状況にありますので、登山愛好家としても有名な萩原智子さんをやまなし1日安全登山大使に委嘱いたしまして、山梨県におけます山岳遭難の発生状況や遭難防止上の注意事項などにつきまして周知・啓発をするためのイベントを都内で開催いたしました次第でございます。

(山岳遭難の救助活動について)

望月(利)委員 本会議での質問の中でも調べたところ、9月の時点で100件を超えて、例年のない早いペースで遭難があったという状況は、私も調べさせていただきました。今お話があったとおり、9割が東京都を中心とした県外者ということで、東京でキャンペーンを実施したということは理解いたしました。その中で、どのくらいの量の発生があったのかという部分、また、当然市川三郷町から県警へリが救助に向かうんですが、その救助活動の状況という部分、現場の状況という部分を説明いただけるようであれば教えてください。

瀬戸地域課長 本年11月末現在におけます山梨県内の山岳遭難は、発生件数が143件、遭難者数153人でございます。これまで最も多かった平成25年の発生件数が113件、平成26年の遭難者数が127人でありまして、これらを大きく上回る状況にあります。このうち、県警へリ「はやて」におきましては、60件の山岳遭難に対しまして延べ100回出動いたしました。それで、61人の遭難者を救助・収容しております。

望月(利)委員 やはり遭難が多発してしまいますと、山梨県のイメージにかかわってくる。そこで、警察の方々が遭難という部分ですごくケアをいただいているが、防がなければいけないのは、例えば山岳の道路の整備とか、そういった啓発活動というのも県全体でやっていかなければならないなと感じております。現場の方々は、右肩上がりの多い件数を救助に向かっているため、相当な苦労があるかと思えます。遭難される方の数を予測してというのも変なんですけど、今のうちから先を見越した形で、例えば予算的なこと、装備的なこと、また、体制

的なこと、現場で救助に向かう警察官の方々が本当に困らないように事前にケアしてあげることがすごく大事ではないかなと思っております。要は、山岳遭難における体制の強化という部分を図っていただきたいという中で、山岳遭難対策に今後どのように取り組んでいくのか伺いたいと思います。

瀬戸地域課長 県警察では、駅頭や登山道におけます登山者の登山指導、山の注意事項等を掲載した小冊子の配布、登山届の提出促進のためのコンパスの普及を図るほか、ツイッターやユーチューブ等、県警察のホームページを発信源としたインターネットの活用による各種情報の発信、工夫を凝らした広報・啓発活動等、山岳遭難防止のための対策を関係機関と連携して推進してまいります。また、捜索救助活動に関しましては、救助隊員の富山県警との人事交流、訓練の強化、7月から導入いたしました遭難時位置情報メール送信システムの活用を図ることなどによりまして、迅速かつ安全な救助をするための技能向上につきましても取り組んでまいりたいと考えております。

望月（利）委員 本当に現場で活躍されている警察官の方々、人命救助ということで闘っていただいている。そのところを我々議会も応援しながら、なるべく遭難が起きないように、そして、遭難が起きた場合は、活動がスムーズにいくような部分で我々も応援していきたいなと思っております。一言意気込みというか、その辺に対してお答えいただいて終わります。

瀬戸地域課長 山梨県警察といたしましては、山梨県の山に訪れる全ての方々が安全に家まで楽しい思い出をお持ち帰りいただき、安全かつ迅速な救助ができるよう、これからも積極的に取り組んでいきたいと考えております。

（鉄道警察隊の活動について）

桜本委員 最近、駅での犯罪というか事件事故が頻発しているが、県警における鉄道警察というか、駅でのパトロールというのはどういった状況なんでしょうか。

瀬戸地域課長 鉄道警察隊の活動につきましては、鉄道施設内におけます警ら、重要な鉄道施設の警戒警備、鉄道施設におけます雑踏警備、列車への警乗、鉄道事故による人命の救助及び鉄道事故の防止、事件・事故の現場保存、負傷者の救護と初動措置を行っております。

桜本委員 ホームからの突き落としというような部分も、首都圏の駅だけではなくて、地方のローカルな駅でもこれから対応していかなければならないという考えもあるところですが、今度、リニアが通るということで、10年先のことなんですが、鉄道警察においてもその辺のことは、例えば長期的な計画をそろそろ作り始めるのか、どんな計画になるんでしょうか。

瀬戸地域課長 県警察におきましては、まだリニアに対する鉄道警察隊の対応については具体的には検討しておりませんが、今後具体的なリニアの開通時期などを見据えて、隣接する県警とも連携を図りながら対応していきたいと考えております。

主な質疑等 総合政策部・県民生活部・リニア交通局関係

第105号 平成28年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの並びに第4条地方債の補正

質疑

(オリンピック関連事業費について)

杉山委員 政2ページのオリンピック関連事業費ということでお聞きをしたいと思います。ホストタウンに登録された市町村の事前合宿誘致等を支援ということで先ほど御説明をいただきましたけれども、その事業内容で、基本的に市町村が主体になるんだろうと思います。市町村の受け入れ費の助成というのは多分費用面だと思うんですが、アドバイザーの設置ということを県がするのか、まずこの辺の事業内容をもう少し具体的にお聞きしたいと思います。

落合国際総合戦略室長 事業内容としましては、市町村が専門家をアドバイザーとして設置する場合、それから、相手国の海外の競技団体等が山梨県にお越しいただいて現地を視察する場合に、その経費に対して助成するという事業内容になっております。

杉山委員 わかりました。要するに、経費についての助成ということになるわけですね。先般県も発表しましたし、新聞等でも載っていましたが、県内で7市町村がこのホストタウンに登録したということなんですけれども、オリンピックというと、本当に200近い国や地域が参加するわけで、競技を含めるとすごい数になると思うんですが、具体的に日本国内のホストタウンの登録状況というのはどうなっているのかお聞きしたいと思います。

落合国際総合戦略室長 今回の第3次のホストタウンにおきましては、全国の自治体から101件の審査対象となる案件が寄せられまして、そのうち今回登録されたのは47件という状況でございます。第3次ということでこれまで累計3回にわたって登録が行われておりまして、累計では138件が登録されています。全国の自治体としましては186の自治体が63の国・地域を対象としてホストタウンに登録されているところでございます。

杉山委員 101件申請して47件が認められたということなんですけど、ホストタウンに登録されるに当たって、当然これだけふるい落とされるわけで条件があるんだろうと思いますけれども、ホストタウンになるための条件を教えてくださいたいと思います。

落合国際総合戦略室長 このホストタウンの登録・申請に当たりまして、内閣官房に事前に相談に上がったときに言われたこととございますけれども、最も望ましいことは、相手国ともう決まっているということになっていけば、それが一番望ましいということであるわけでありまして、そうでない場合につきましては、事前合宿がある一定程度誘致交渉が進んでいるということが条件になっているということでお聞きしております。誘致交渉が具体的に進んでいるということでは

れましたのが、対象国の誘致交渉、事前合宿の候補地を決定するのに正当な権限を持っている人に直接的に話ができているかどうかということ、それから、交渉といっても、言いつ放しみたいな形ではなくて、こちらが言ったことに対して相手に関心を持っているということが確認できるようなことということで、一定程度誘致交渉が具体化しているということが条件だとお聞きしているところでございます。

杉山委員 138件がホストタウンに登録されているというのは先ほど説明があったんですが、例えば事前合宿誘致は、いろいろな競技団体も含めると相当な数になると思います。当然全てが事前合宿をするとは限らないんですけども、ホストタウンにならなくても事前合宿を誘致するというのも可能なわけですよ。

落合国際総合戦略室長 はい、そのとおりでございます。ホストタウンにならなくても、事前合宿をすることはできます。

杉山委員 そうなると、当然把握できないところが事前に独自で進めているところも当然ある可能性もあるし、あるいは138件登録している中でも、県内で今度登録した7市町村と競合するところも出てくるんだと思うんですけども、そういったところについてはどういう状況になっているのか教えていただきたいと思えます。

落合国際総合戦略室長 競合関係については非常に意識するところでございます。県内では、富士北麓地域の市町村を中心に、フランスを相手国としてホストタウンをしているところが多いわけでございます。ホストタウンの登録状況1次、2次、3次という形で私どももいつも見ておるわけですが、県外でも確かにフランスを対象としたホストタウンをしているところはございます。ただ、そういった自治体におかれましては、対象としている競技種目が異なっており、例えば、他の自治体では水泳、トランポリン、あるいはレスリングだとかといった本県の自治体が希望していない競技種目の誘致に動いているということがありますので、現時点ではそれほど明確な競合関係にはなっていないという認識を持っています。

ただ一方で、笛吹市でやっているタイにつきましては、全国で既に5県のホストタウンが登録されておりまして、我々誘致活動をしながら大使館だとか相手国のスポーツ庁だとかと接触するわけですけども、そうした際に、どこそこの自治体が来ましたという話を耳にする機会も多いため、そういった情報をできるだけアンテナを高くして市町村に適切に情報提供して誘致活動を支援していきたいと考えております。

杉山委員 ホストタウンになったところが予定どおり事前合宿が来ればベストだと思うんですが、いずれにしてもそれぞれの地域は経済効果やスポーツ振興ということをお案して誘致しようということには当然なっているんだと思うんです。東京のオリ・パラまで、まだ3年半あるわけですよ。当然これからそういうところも、第4次、第5次の募集があると思いますが、やはり誘致しよう、ホストタウンになろうということも出てくることは、恐らく可能なわけですよ。そういったときに、補正を組んで、そういう助成を同じ条件でしていくということになるわけですか。

落合国際総合戦略室長 国からも今回第3次の取り組みに当たって、平成29年度以降も複数回ホストタウンの登録の募集はしていくということが発表されております。今後とも、誘致市町村や競技団体を対象とした誘致連絡会議等によって情報提供を適切に行って、市町村の事前合宿の誘致あるいはそれに付随した地域振興などを応援していきたいと考えております。

桜本委員 今回の部分で、スポーツ振興や地域経済の活性化ということですが、各地域経済の活性化というのはどの部分を言っているんですか。事前合宿に団体等が来てその期間の経済効果なのか。例えば姉妹提携ということであれば、長期間にわたって観光分野、経済分野、地場の交流、地場産業の関係だとかということがあるんですが、競技団体ですよね。どんな長期的な経済効果をもたらすのか、その辺どのようにお考えになっているんですか。

落合国際総合戦略室長 今回のホストタウンの登録の交流計画がございまして、どんな考え方でホストタウンに登録していくかというようなことを市町村が明らかにしたものがございます。その中身でございますけれども、例えば笛吹市などでは、温泉施設を活用したインバウンドの増加に取り組みたいというふうなことで、具体的には、11月にタイのウエイトリフティング協会が視察に来たんですけれども、その視察団に現地のメディアが同行しておりまして、そういったところを通じて、タイ国内で、笛吹市はこういうところだよといったことが紹介されているようなケースがございまして。そういったようなことを通じて知名度を上げて、インバウンドのお客さん呼び込みたいとか、あるいは一流のアスリートといいますか、オリンピックに出場するような選手だと、自分自身のブログやSNSを通じて情報発信をして、それをごらんになるファンの皆さんもいらっしゃるということで、そういったものも当てにした、それも1つのインバウンドではございますけれども、そういったことで経済効果を期待しているところであります。

富士吉田市や甲州市では、地域の地場産業と相手国の地場産業、ワインや織物といったものを通じた交流を図りたいと考えているということでございます。

事前合宿というのは多分1週間から10日、長くても2週間程度になるかと思うんですけれども、そのときだけではなくて息の長い交流をしていきたい、一部には、それを通じた姉妹提携、選手の地元といったところと姉妹提携を模索するというところも中には出てきております。また一方で、既に姉妹提携を結んでいるようなところにつきましては、周年事業が4年間のうちに訪れますので、そういったものにあわせてさらにはずみをつけていきたいということを考えている市町村が多くなっていると認識しております。

桜本委員 今回の、5団体(6市町村)ということで1,000万円余の県費を投入するわけですが、これはどの予算についてどういう割合でされているのか。県費を投入する各市町村に対する根拠というのはどんな算定の仕方を行っているんですか。

落合国際総合戦略室長 大きく分けると、専門家をアドバイザーとして設置するための助成の経費と、相手国、海外の競技団体が視察に訪れる際の視察の受け入れ経費に対する助成の大きく2つに分けて考えてございます。補助率は経費の2分の1を補助するというので、限度額が1団体当たり200万円ということで、事業費ベースですと400万円まででしたらカバーできるような助成金の内

容でございます。

桜本委員 次、この中で約1,000万円繰り越しているわけですが、県内で誘致を希望している市町村というのはどんな状況なんですか。

落合国際総合戦略室長 現在誘致を希望している市町村はおおむね、私どもが開催させてもらっています東京五輪事前合宿等誘致連絡会議に参加していただいておりますので、そういったところを通じて市町村の意向把握に努めているところでございます。ここに今まで登録されていない自治体の中では、例えば甲府市、北杜市、甲斐市、南アルプス市といった自治体はこちらの誘致連絡会議に参加していただいております。そういったところに、今、全国的な状況はこんな状況になっていますよとか、だんだん登録に関するハードルが上がっていますとかといったような情報提供をさせていただきながら、最終的に市町村の負担も伴うものですから、市町村の国際交流とか経済交流の考え方に基づいてできる限りの支援をしていくという考え方で進めています。

高木委員 今回のオリンピック関係の費用でありますけれども、今回の補正予算はホストタウンに関するものでありまして、第3次で山梨市を初め7つの市町村の取り組みが全部登録されたということですから、大変喜ばしく思います。このホストタウンの仕組みは、東京オリンピックやパラリンピックを好機と捉えて、地域のスポーツの振興、経済の活性化、あるいは観光の推進などに生かしていくことだと思います。事前合宿の市町村の取り組みはどんなふうに行われているのかお尋ねをいたします。

落合国際総合戦略室長 市町村の取り組みということでございますが、誘致交渉に向けた取り組みということによろしいでしょうか。

高木委員 はい。

落合国際総合戦略室長 誘致交渉に向けた取り組みということでは、先ほどの質問にもございましたが、ホストタウンに登録されるためには、やはり相手国の競技団体、海外の競技団体にしっかりと我々の意向を伝える必要がございますので、まずそういったコネクション、人的コネクションを開拓しまして、それにつきましては、6月補正予算で認めていただきましたスーパーバイザーを使い、そういった関係者から海外の事前合宿地の決定に正当に権限を持つ人に、例えばそれは協会の会長でしたり、あるいは選手の技術強化部長などといったような方がそういった権限を持っている方ですけれども、そういった方を発掘いたしまして、その方に我々の意向を伝えて、このような考え方でやっていますということアプローチしているという状況でございます。今までそういったことを通じて前向きな感触を得られたところが今回登録につながったのかなと考えておるところでございます。

高木委員 戦略室として、具体的にスポーツの振興や経済効果をもたらすというのはどのように考えているのか、この点について具体的なものがあれば教えてください。

落合国際総合戦略室長 スポーツの振興につきましては、具体的にといいますと、例えば笛吹市では、地域でウエイトリフティングが盛んですので、一方で対象としている

タイは、今回金メダリスト2人、銀メダリスト1人、銅メダリスト1人ということで、世界でも相当な強豪でございます。トレーニングのあり方とかいうのもかなり進んだものがあるようでございまして、そういった強豪国と一緒に地域の地域の高校生がトレーニングをするという話を今進めております。そういったことを通じて、さらなる選手強化、トップアスリートといいますか、選手の競技力の向上につなげていこうという動きがある一方で、忍野村は、地域で小中学生を中心としたバスケット、特にミニバスケットが盛んなんだそうでございます。そういったところに一流の選手に来てもらって教えてもらうことで、トップアスリートと身近なスポーツの振興という2つでやっていこうなんていう考え方を持っているようでございます。

地域経済の振興につきましては、先ほどの答弁にございましたけれども、インバウンドであったり、地域産業を生かしたり、地場産業を生かした経済交流で取り組んでいきたいということで進められています。

高木委員 言語が違ったり、文化が違ったり、生活習慣が違う外国の合宿を受け入れるということで随分御苦労も多いと思うんですけども、誘致交渉に伴う今の現段階の進捗状況はどのようになっているのか、これも具体的なことがあれば教えていただきたいと思います。

落合国際総合戦略室長 相手国の海外の競技団体に実際に赴きまして、あるいはメールや書簡等を通じまして、会長なり技術強化部長とかといった、キャンプ地の決定をする人間に我々の思いを伝えて、前向きな回答を得られているというところが現状でございます。中でも、一番進んでいるのは、タイのように実際にもう現地視察まで来たという状況になっているところもございまして、明年現地視察をするというお約束をいただいているところもございまして。

高木委員 先ほどもアドバイザーという話が出たんですが、アドバイザーはどんな方を選定して、何人設置するのでしょうか。

落合国際総合戦略室長 アドバイザーにつきましては、海外の競技団体と交渉するに当たって、なかなか役所の人間だけだと、専門的な知識もないということで、どのような人かと言われると、海外の競技団体との交渉にたけた人というふうなことです。具体的には各競技団体の役員で国際関係の経験が長い人であったり、あるいは場合によっては大学の関係者であったり、スポーツ器具の関係をされている方であったりということで、それぞれの自治体が自分たちの弱いところを補ってアドバイスをしてくれるような人を想定しながらアドバイザーを設置するというところでございまして、予算の範囲内で市町村で設置していただくという形になっておりまして、多くても1人2人といったところが予算の範囲内で対応できる範囲と考えてございます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

#### 請願第28-9号 臨時国会でTPP協定を批准しないことを求める意見書の提出について

意見 (「不採択」と呼ぶ者あり)

討論 なし

採決 採決の結果不採択とすべきものと決定した。

**請願第28-13号 新たな任務で南スーダンへ派遣した自衛隊を撤退させる意見書の提出を  
求めることについて**

意見 (「継続審査」と呼ぶ者あり)

討論 なし

採決 採決の結果継続審査すべきものと決定した。

**所管事項**

質疑

(人口減少対策について)

望月(勝)委員 まず、本県の人口については、過日83万人を切ったということで非常に緊張感を持っているところでございます。そういう中で人口減少対策は待ったなしという状況でもありますし、また、9月の所信表明で知事からも話があり人口のことが触れられていたが、本県の直近の人口の現状、動向についてどうなっているのか伺います。

宮崎地域創生・人口対策課長 本県の人口につきましては、毎月の発表になりますけれども、山梨県の推計人口を発表させていただいております。直近では11月1日時点の数字が公表されてございます。それによりますと、本県の推計人口は82万9,770人というような状況になってございます。この1年間、昨年との比較での1年間の差を見ますと、5,058人の減少というような形になってございます。その内訳を自然減と社会減で分解して見てみますと、自然減では3,582人、社会減では1,476人というような形に分かれてございます。この自然減、社会減、それぞれ各トレンドを見てみますと、自然減についてはここ数年3,500人程度の減少となっていて、先ほど申しました数字と過去のトレンドはほぼ一致しています。ただ、社会減につきましては、ここ数年の動きが約1,000人の減少となっていて、減少幅が若干緩和しているというような兆候が見られるというところでございます。

望月(勝)委員 今、社会減・自然減の人口減少のここ数年の状況を聞いたわけですが、自然減が非常に多いわけではございます。そうした社会情勢も踏まえながら、昨年度策定した総合戦略につきましては、人口減少を食い止めるためのさまざまな目標や施策の方向性、具体的な取り組みなどが記載されておったわけではございます。特に総合戦略においては、出生率やまた転入者数、転出者数についての数値目標を策定しておったわけですが、今の自然減・社会減に対してもそんな状況ですが、現在の進捗状況の動向をお伺いします。

宮崎地域創生・人口対策課長 総合戦略におきまして、合計特殊出生率とか、あとは転入者数

をふやしましょう、あるいは転出者を減らしていく、そういった目標を基本目標として掲げております。その基本目標の数値目標の状況におきましては、去る9月定例会議会におきまして、総合計画実施状況報告書を提出させていただいております。その中で、先ほど申しましたような基本目標の進捗状況を記載しておるところでございます。

その状況ですけれども、総合戦略は、平成26年の数字を基準といたしまして5年間の計画となっておりますから、平成31年度の目標を定めております。それに対して、昨年平成27年の状況がどうだったかというところを進捗率という概念で見ますと、まず比較的進捗が好調だった、順調だったものとしたしましては、転入者をふやすというような観点のものでございまして、進捗率が46%という形になっております。逆に進捗が比較的厳しいものとしたしましては、合計特殊出生率の増、そして、転出者数を減らすというような目標につきましては、それぞれ出生率については進捗率がプラス17.6%、転出者の減につきましてはマイナス37.1%という形になっております。

先ほど申し上げたとおり、総合戦略につきましては5年の目標とさせていただいておりますので、平成27年は総合戦略をつくってから1年目ということになりますので、おおむね5分の1の20%の基準となりますが、そういう観点で申しますと、転入者については比較的順調、一方で出生率、転出者については課題が残っているという状況が、検証の結果あるいは総合戦略の進捗状況でわかったというところがございます。

望月（勝）委員 今の状況を見ますと、出生率は非常に順調に伸びているということでありまして、また、転出者についてはちょっとマイナス気味であるというふうな状況もありました。人口減少につきましては、社会減の減少幅が一定程度減少していく状況はやむを得ないかと思っておりますが、その中で状況が改善している傾向が平成31年までの5年間、そういう状況の中で見ていきますと相当の効用を得られるということですが、こうした状況を踏まえながら、今後の人口対策、そうした施策についてどのように具体的に進めていくのか、その取りまとめをお伺いしたいと思います。

宮崎地域創生・人口対策課長 人口減少対策ですけれども、先ほどお伝えしましたように、総合戦略におきまして、人口対策のさまざまな取り組みあるいは方向性を記載しておりまして、まず総合戦略に位置づけた事業につきまして全力で取り組んでいくということが何より大事、その上で効果を出していくことが必要ではないかと考えています。

また、進捗状況について管理をいたしまして、実際に効果がどうだったのか、効果が出たのか、それとも出なかったのか、そういったところをしっかりと検証した上で、足らざるものについては充実をさせていくというような観点が必要ではないかなと考えております。特に先ほど申し上げたとおり、特に進捗状況に課題が残っています出生率だとか転出者を減らしていく対策につきましてはさらに力を入れて取り組む必要があると考えております。また、今回の12月定例会議会でも国の交付金を活用した事業を積極的に展開しております。国の事業も積極的に取り入れた中で、本県としても人口減少対策にさらに力を入れて、全庁的に横断的にやっていくべき事項ではないかと考えておりまして、今後ともそういう観点で進めていきたいと考えております。

望月（勝）委員 今、国のそうした事業を取り入れながら山梨県の人口の増加につなげていくという話がありましたけれども、特に、知事が前から言っていますリンケージ

人口とかいろいろそうした難しい点もございますけれども、やはり固定人口をふやしていかないと、定住化をふやしていかないと、山梨県の人口的問題は基本的には改善されていかないとしますので、その辺をぜひよろしくお願いします。

桜本委員

今の望月勝委員の関連ですが、総合計画ということで、それぞれ県内の市町村の状況も毎年調べて提示していくことによって、その市町村の全体的に見た取り組みの状況もわかりますし、そういったことも県として発表するべきだと思っています。そして、リンケージ人口ということで100万人と言っているが、これにおいても、1年間においてリンケージ人口を指し示すべきだと思いますが、いかがですか。

宮崎地域創生・人口対策課長

1点目の市町村につきましてですけれども、市町村におきましても、それぞれ市町村ごとに総合戦略をつくっていただいて、検証あるいはその成果を出すというような形の取り組みを進めていただいております。我々も県と市町村を連携いたしまして、国の交付金の状況だとか、県の補助の仕組み、そういったものをさまざまお示しして、連絡会議等で連携をとりながらやっているというような状況です。市町村ごとに自然減・社会減の数字がどうかということにつきまして県から公表させていただいております。さらに個別に市町村の人口の取り組みについて、市町村とともに相談しながら、市町村と寄り添うような形で進めていきたいと思っています。

2点目のリンケージ人口でございますけれども、リンケージ人口につきましては、平成27年度、人口ビジョンをつくりましたときに数字を公表させていただいております。その中には、実は別荘数だとか、さまざまなものの基礎数字の積み上げというようなことをさせていただいております。その一部におきまして国の統計を根拠としているものがございます。国勢調査と同じように、国の統計でも例えば複数年度に1回、5年に1度しか公表されない統計数字もございますことから、そういった国の統計を根拠にしたものについてはなかなか統計技術的にお示しすることは難しい点もございますけれども、今後リンケージ人口の動向についても注視してまいりたいと考えております。

桜本委員

それは逃げの答弁じゃありませんか。知事が100万人ということでやっている、国の調査を見ながらでないといけないなんていうことであれば、この山梨県としての制度設計なんかできないじゃないですか。そうではなくて、やはり毎年リンケージ人口の到達度を山梨県としてしかるべき方法で出していくということが筋道じゃないですか。

宮崎地域創生・人口対策課長

国の統計で捉え切れないものについては、こういった手法で捉えられるか、例えば県独自でやるだとか、市町村と連絡しながら数値についてどのような把握の仕方ができるのか、そういったことを検討していく必要があると思います。現状においては、昨年度つくった人口ビジョンの推計の仕方と同じようにやると、国の統計をベースにしているものもございしますので、直ちにお示しすることは難しいと考えておりますが、リンケージ人口の把握の仕方についても引き続き調査検討してまいりたいと考えております。

(総合球技場の整備・検討について)

桜本委員

総合球技場の整備・検討の件について何点かお聞きします。第5回総合球技場検討委員会で県が提示した資料の中に、総合球技場の建設場所の検討という

ことで、リニアの駅横、そして、小瀬スポーツ公園周辺といった2案を掲載しておりました。この中に、小瀬スポーツ公園のメリットとして、小瀬スポーツ公園と一体的に管理運営を行うことで効率化につながるという文言が表記されておりましたが、この一体管理が効果的というのは、どのような根拠でしょうか。

末木政策企画課長 検討委員会におけます総合球技場の候補地でありますリニア駅前と小瀬スポーツ公園の2カ所、こちらの資料の中に、小瀬スポーツ公園周辺に整備した場合、競技施設が集約されることによって、現在ある既存の公園の駐車場をそれぞれ活用ができるということを考えたのがまず第1点です。それから、さらに、もし小瀬スポーツ公園周辺に整備した場合、既存の公園と維持管理をする場合、人件費も含めまして、別々に管理する場合と比較した場合には、一体的に管理したほうが諸経費を抑制することができるのではないかとということでこちらにお示しをしたところでございます。

桜本委員 今言っているのは、別段、机上で考えた根拠ということじゃないですか。私が小瀬スポーツ公園を管理している山梨県の体育協会から資料を集めて調査をしたところ、県からは別段どうですかという話も聞かれてもないし、訴えたこともないということの中で、やはり体育協会からの状況を克明に説明しながらそういったところに表記するということが一般的じゃありませんか。

末木政策企画課長 これまでも検討委員会の資料につきましては、小瀬スポーツ公園の件に關しまして、小瀬スポーツ公園を所管いたします都市計画課あるいはスポーツ健康課などと連携をとりながら全庁的に資料を整理してきたところでございます。今回もそういった視点で整理をしたところでございますけれども、今委員御指摘がございました、現状を熟知している県体育協会といったところからも今後意見などをいただきながら検討を進めてまいりたいと考えております。

桜本委員 今後ということではなくて、検討委員会に対してメリットという形で表記しているわけです。今後という話じゃないでしょう。しかも調査した結果、ヴァンフォーレの試合は21試合ホームゲームでありました。最終的に結論として、支出あるいは収入を見て、21試合を経過しても30万ほどの利益しか出ていないという、それが現状のようです。

あともう1点つけ加えていくと、やはりヴァンフォーレの試合というのは、年間で決定をしなければならぬので、1年前に競技団体と調整をしながら、どちらかという、ヴァンフォーレの試合を優先するので、ほかの競技団体は違う日に変えていただくとか、違う場所に持っていく、あるいは県外に持っていくという状況も生まれているようです。そしてまた、ヴァンフォーレの試合が開催されると、駐車場が満車になってしまうということで、他の競技が非常に運営しづらくなるということも体育協会では言っておられました。そういったことの中で、私はメリットというよりもデメリットの部分が多いと感じておりますが、どう感じておりますか。

末木政策企画課長 ヴァンフォーレ甲府の試合開催日に小瀬スポーツ公園の駐車場が混雑するといった理由から、他の競技団体が競技の開催を避けるようなこともあるという話は承知しております。今後、検討委員会では、提示した資料の中に、2カ所の候補地の優位性だけが示された資料しか提示をしていなかった経緯もございまして、また次回の検討委員会に向けまして、もう1回メリットのほう

をきちんと精査するとともに、それぞれの候補地の課題につきましてもしっかりと整理をして御提示をしていきたいと思っております。

桜本委員 今回の12月議会の知事の所信の中でも、やはり総合球技場をリニアの環境未来都市との整合性も図っていくという力強い内容も含まれております。そんな中で検討結果を今年度中に報告としてまとめるということで、今後のスケジュールについて御説明していただけますか。

末木政策企画課長 今後のスケジュールでございますけれども、次回の検討委員会におきまして報告書を検討いただきまして、今月中をめどに報告書の提出を県にいただく予定がございます。それから、取りまとめいただきました報告書、さらには県議会の議員の方々、さらには県民の皆様からの御意見なども参考にさせていただきながら、県として建設地を決定してまいりたいと考えております。

(リニア環境未来都市の整備方針について)

桜本委員 建設場所が決定した後、リニア環境未来都市の整備方針に反映されるということですが、その辺の整合性というのは今後どういう時期に図っていくんですか。要するに、知事の所信の内容との整合性の問題です。その整合性はいつ図っていくのかお答えください。

依田リニア推進課長 リニア環境未来都市の整備方針でございますけれども、この10月に中間素案の取りまとめを行いました。現在、経済界などさまざまな方々から御意見をいただいているということでございますが、今お話がございました総合球技場の基本構想の検討が並行して進められております。今後は整備方針につきましては、これまでいただいている御意見を反映させていくということと、総合球技場の検討の状況も踏まえる中で、県で整備方針を策定していくということで進めていきたいと考えております。

桜本委員 環境未来都市の検討委員会はもう計画されていないということを聞いているわけですが、最終的には県あるいは知事の意向の中で最終的な判断をするということではよろしいですか。

依田リニア推進課長 整備方針の策定・決定につきましては県で行うということでございます。

桜本委員 本会議での河西議員の関連質問で、甲府刑務所とリニア環境未来都市のことについてお聞きいたしました。刑務所の問題というのは、今まで環境未来都市の検討委員会の中で触れられたことはあったのか、危惧された問題ではなかったのか、あった場合はどういうものがあったのか説明ください。

依田リニア推進課長 検討委員会の中では、多分刑務所自体について直接的に触れて検討したということはないと思います。

桜本委員 甲府刑務所も現在地に昭和55年に移転をされたということで、その当時と周りの環境も大分違ってきていると思います。今回やはりスマートインターも設置され、交通の関係が著しく現状とも変わってくる。そしてまた、リニアの駅も非常に地上高く建設されるということで、刑務所の中が見えてしまうのではないかという問題もあります。また、総合球技場によって、観客の盛り上がりによっては球技場からも非常に大きい音が出てくるということの中で、ぜひ

法務省との協議の中で問題があるのかないか、刑務所は移転しなくてもいいということで行けるのかどうか、あるいは地域でも、環境が変わる中で、地域の方々が安心した生活を送れるのかということをお早急に甲府市並びに地域、そして、法務省と協議していくことが必要だと思っておりますが、どのようにお考えでしょうか。

依田リニア推進課長 甲府刑務所の関係につきましては、先般、甲府市で総合計画の地区説明会を行っているわけですが、その地区説明会の席上におきまして、地元からも甲府市に対しまして移転の検討の要望が出されたということはお聞きしております。県としましても、甲府市、また地元の皆様方の考え方を確認する中で、市と連携しながら、どういうことを検討していかなければならないのかというようなことを整理しながら進めていきたいと思っております。

桜本委員 時間も非常に少なくなってきた中で、移転をする、しないということによって大きく環境も変わってくる問題でありますので、大至急そういった協議に入っていただければと思っております。

次に、リニア中央新幹線の本県にメリットがある一方で、私も再三申してきたように、リニア沿線の市町の中には地域を横断するというような場合も出てくる箇所もあります。また、公共施設もかかわってくるということの中で、明年度創設する支援策を今回知事が打ち出しましたが、どのような制度を考えているのか御説明願います。

依田リニア推進課長 今回知事が表明しました市町村への支援のことですが、リニア中央新幹線の開業を見据えまして、公共施設の移転、地域の分断、先ほどおっしゃられたような、リニア建設に起因する影響がございます。これらを緩和しまして、地域住民の利便性向上や地域の活性化につなげるリニア沿線の市町の取り組みを支援していきたいということで、支援の方法としましては、貸付金でございます市町村振興資金を活用して支援を行っていきたくております。

桜本委員 その市町村振興資金は、市町村に対してはどのようなメリットがあるのですか。

依田リニア推進課長 市町村振興資金のメリットということでございますが、今回の支援は施設整備を想定して考えております。施設整備につきましては、実際上整備するに当たっては、単年度で多額の経費を要するというようなこともございますので、そうした資金を調達する面とか、財政負担を単年度だけでなく複数年度に平準化していくというようなことによりまして、市町村の支援が図れると考えております。そうした趣旨から市町村振興資金を活用して行っていくわけですが、貸付金の償還するときに元利金の補給というようなことも検討しながら、市町村の取り組みを支援していけるように検討していきたいということです。

桜本委員 例えば、学校の移転等も計画されているところもある。あるいは両側に側道、各町市で拡幅をして地域振興を図っていきたいという、幾つかの事業も計画されているようですが、この事業の対象はどんな内容まで含まれているんですか。

依田リニア推進課長 基本的にはリニア建設に伴ってその起因する影響を緩和するという考え

のもとで考えております。具体的にどのようなものがあるかということでございますが、リニア建設に伴いまして、緩衝帯を活用した市道や町道、いわゆる側道の整備とか、リニア建設によりまして公共施設の移転等もございまして。そういう移転が必要となる公共施設を、規模を拡大したり、機能を拡充するというようなことで、住民サービスの向上をしていこうとする施設整備について支援をしていければと考えております。

桜本委員 非常に沿線地域においてはこういった資金の活用というようなことで、ここで市町の総合的な計画にも反映できる要素も出てくると思うんですね。ただ、今具体的にかかる施設というのは県内にどのくらいあるのでしょうか。

依田リニア推進課長 リニアの建設にかかる公共施設ということだと思っておりますけれども、先ほどお話があった小学校、運動場、公園、児童館などが今のところ想定されております。ただ、数につきましては、現時点ではまだ用地測量が終了しておりません。用地幅とか確定していないということもございましてはっきりした数を申し上げることはできないんですけれども、おおむね十数施設がリニアの工事に関係するのではないかと考えております。

桜本委員 非常に地域を分断するような、迷惑という形で受け取っている地域も幾つかあります。そんな中で、今回国が、リニア建設、大阪までの早期実現を図るために3兆円ほどJR東海に貸し付けを行うというようなことの中で、この資金についてJR東海側に、国へ要望等を図りながら地域メリットを起こせるようなものに使えないかというような検討というか、動きというのはできないものなんでしょうか。

依田リニア推進課長 今お話がありました3兆円の貸し付けということでございますけれども、財政投融资を活用して国でJR東海に貸し付けをするということで聞いております。この貸し付けにつきましては、もともとの計画が名古屋までをまず先行して開業しまして、その後、JR東海で経営体力の回復を図る中で何年か置いた上で、大阪への延伸の工事に着手という計画になっておりました。ただ、その間の期間を短縮して、大阪への延伸を名古屋工事終了後スムーズに進めていくという趣旨で今回の貸し付けがされているものと聞いております。そういうことでもありますので、着実に名古屋まで工事を進めていくということが必要だとは思っておりますけれども、市町村の支援とかこういうことも必要かと思っております。ただ、今回の貸し付けはそういう趣旨ということでですので、なかなかそのお金を使ってというようなことは困難かと思っております。

桜本委員 最後になりますが、沿線の市町に対してどれだけの支援ができるのかというと、やはり市町でも限界があります。あるいは、山梨県としても部局横断的な施策を持ちながら地域振興に対してバックアップをしていき、国に対してもリニアの開通早期実現というのは国策の分野に入っております。その中で、国に対してもリニア沿線に対する地域振興への協力支援をやっぱり図っていかねばならない。そして、事業主体であるJR東海側においても、やはりこういったことも要望していかねばならない。相手を見ながら、今後どんな支援をしていくのか最後にお伺いして終わります。

依田リニア推進課長 リニアの建設を進めていくに当たっての、国やJR東海に対しての協力ということでございますが、まずは市町村がいろいろ取り組みを進めていくに

当たりまして財政的な支援も必要かと思えます。そういうことがありますので、現在もそういったいろいろな国の交付金等がございますので、そういうものを活用できるように、県としましても市町に助言などをしながら進めていきたいと思えます。国におきましても、リニアにつきましても大きなプロジェクトという認識は持っております。リニアを開業することを踏まえまして、どのようにその効果を波及していくかというようなことも検討を進めていただくような流れにあると聞いております。地域の意見も聞きながらと言われておりますので、また必要なことを国にも伝えながら、本県にとってもリニアの効果がしっかり波及できるように取り組んでいきたいと思えます。

高木委員

リニア環境未来都市の整備の方針についてお尋ねをいたします。リニアが開業すれば、東京とは無論のこと、中京圏と本県との距離が非常に近くなります。とかく東京に向いている目ではありますけれども、本県とすれば、中京圏あるいは関西方面のさまざまな交流を拡大し、これは山梨県の飛躍的な発展になるし、なっていただきたいわけですが、その中では当然逆の効果も考えられます。非常に長期的なビジョンに立ってこれは考えなければいけない。山梨県の百年の計、それを超える計を立てて、この未来都市をつくっていかなければいけない。そういう中で、それにはしっかりしたグランドデザインを描かないといけない。いわゆる本県のあるべき姿を描くべきだと私は考えます。

リニアの未来都市の中で、桜本委員もちょっと触れましたけれども、どちらになるかまだ未決定ですから軽々に言えないんですが、総合球技場なんかもこれは非常に大きな影響が出てくるのではないかなと思う中で、これまでいろいろな人の御意見を拝聴してきたというふうに当局は思うんですが、もう検討委員会は既に終盤というか、終わったような話も聞いております。しかし、いろいろな各種各層、多くの方の御意見を今後も聞いていかねばいけないと私は思うんですが、今までどんな意見を聞いてきたのか、また反映してきたのか、そして、これからまだ聞くスタンスはお持ちになっているのか、お答え願いたいと思えます。

依田リニア推進課長 リニア環境未来都市の整備方針でございますが、昨年度から検討を進めておりまして、本年3月これまでの検討内容ということで素案をお示しさせていただきました。先ほども触れましたけれども、今年の10月に中間素案ということでお示しをさせていただきます。これらにつきましても、検討委員会とか議連の方々、あと、経済界の方々、地元の方々、さまざまなところへ出向きまして説明をして、御意見をいただけてきたところでございます。そういうものを踏まえて中間素案を出しましたけれども、委員がおっしゃるとおり、いろいろな意見を聞いていくことは必要だと思っております。その後も引き続き中間素案をもとに、現在もまだ引き続き、経済界も含めてですけれども、意見を聞いている最中でございます。今後も策定までさまざまな意見をまた聞くような機会を設けて、反映させてしっかりしたものをつくっていきたくて考えております。

高木委員

真摯に受けとめていただいているようですからとりあえず安心ですが、職業や業種、年齢や性別を問わず、多くの方の御意見を是非反映させてください。

それで、このリニアの開業をもって、私は産業の振興とか、今、山梨県の本当に大きな問題となっている人口減少、定住人口をふやしていくことが非常に肝要かと思えますし、その取り組みは大きな柱であると思えます。今、5,000人が毎年減っていく、それもさらに加速度を増していくということであり

ますから、そこへの歯どめをかけることも、このリニアの周辺の整備というのは、このことによって人口減少を食い止めることにも、あるいはさらに人口をふやしていくことにもつなげなければいけないと思うわけです。

とりわけ2040年に東京都の高齢化率が33.5%になるそうです。幸いにして、国の施策の中で住所地特例というような良い施策がありますので、高齢者を嫌がらずにむしろ歓迎して、そして、福祉の王国、これは東京、名古屋、さらには大阪という大都市を、3つの日本の主要都市を結ぶ沿線上にある本県は、もともと持っているおいしい水、澄んだ空気、緑豊かな景観を活用した中で生かしていけば、必ず人口減少にも歯どめがかかるものと考えます。

県が行いましたアンケートの中で、20代、40代の県外の人たちのアンケートは、山梨県に定住・移住をしたいという人たちが東京圏で20%、中京圏で10%となっており、この人たちの意向を十分聞きながら、これも人口増につなげていかなければいけないと思いますけれども、定住の促進の姿やその実現にどのように取り組んでいかれるのかお考えを聞きたいと思います。

依田リニア推進課長 リニア環境未来都市でございますが、首都圏等との飛躍的なアクセスの向上、また、中京圏、関西圏においても、向上してまいります。先ほど委員もおっしゃっていましたが、本県は安心して潤いのある子育て環境とか、美しい自然環境がございます。こうした強みを最大限生かしながら、リニア通勤者とか、二地域居住者など移住・定住の促進を図っていきたいと考えております。そのため、美しい町並み景観とか環境に優しいスマートハウスなど魅力的な居住環境の整備を促進していくということとか、駅周辺におきまして、観光交流機能とか憩い空間を設ける中で、移住者にとっても楽しく利用できるような場となるよう検討を進めております。また、地元市町とも連携をする中で、恵まれた子育て環境や移住につながる住宅の情報などを発信するとともに、リニア通勤者などの利便性向上に向けまして、リニア駅へアクセスするバス交通の拡充、こうしたことも検討しながら、リニア開業を見据えて定住の促進に積極的に取り組んでいきたいと考えております。

永井委員長 高木委員に申し上げます。質問はできるだけ簡潔にお願いします。

高木委員 パブコメまでの時間あるいは整備方針の決定までの時間には限りがありますが、まさに山梨の将来を占う時間との戦いだというふうに私は認識するわけですが、そういった認識についていかがお考えになっているかお聞きしたいと思います。

依田リニア推進課長 整備方針につきましては、先ほど申し上げましたとおり、本年10月に中間素案を出しまして、現在意見を伺っているところでございます。また、そういう意見を反映させながら整備方針を策定していくということですが、今お話がありましたとおり、今後パブコメも行う予定にしております。その中にしっかり御意見なども反映させた上でパブコメにかけられるように、先ほど委員から話がありました、さまざまところから意見を聞きながら、スピード感も考える中で取り組みをしていきたいと思っております。

(人口減少対策について)

望月(利)委員 人口減少対策について、本会議でも質問させていただきましたが、委員会で再度連動した形で質問を詰めたいと思っております。先ほどの答弁もありましたが、直近の推計人口では5,000人規模になったということで、その中で、

自然減・社会減の部分のお話がありました。直近で82万9,000人、5,058人減ということですが、社会減のほうが緩和しているという答弁の中で、その社会減の中で緩和している理由を教えてくださいたいと思います。

古屋統計調査課長 今回の御質問ですが、人口の推移の中で社会減少、社会増減の動向、この要因は何かという御質問でございます。先ほど人口対策課で直近は社会減の幅が減少しているとお話をさせていただきました。これにつきましては、実は近年の社会減少の状況を見ますと、国勢調査の関係がございますので、10月から9月を1年間という形で捉えておりますけれども、平成27年の場合は、2,500余名減少しました。これは転出から転入の差ということになります。平成26年は2,400名余、また、平成25年が2,400名余ということで、2,000人台が近年続いていたという状況でございます。ただ、昨年10月からこの9月末は約1,500名という形になっておりますので、そういう意味で減少幅が縮小しているという状況です。

また、この要因を例えば就職とか進学という形で見た場合、私どもで市町村から人口の移動の理由、社会移動の理由を調査いたしております、やはり一番の減少要因は就職でございます。特にこの1年間と見ますと、やはり2,000名弱の方が転出のほうが多いという形でございます。また、特に年代等を見ますと、20代から30代が大半でございます。また逆に転勤で出ていく、また、入ってくるという人たちもでございますので、これはだんだんゼロに均衡している、近くなっております。ということで、減少の要因性という形では、就職・転勤等の動きに少し変化が見られているという状況でございます。

望月（利）委員 まさに20代、30代の流出入、また、4月や3月とか年度が変わる時点で流出入の動きが大きいいことは承知しております。ですから、本会議で、若者層に特化した人口減対策、社会減対策はどうだという質問をさせていただいたつもりであります。重要なのはこの後でございます。では、なぜ社会減、若者が流出入するのかというところ、その辺の部分の調査はしているのでしょうか。

宮崎地域創生・人口対策課長 人口ビジョンを作成した際に、県内、県外大学生等を対象にいたしまして、さまざまなアンケートをとってございまして、特に県内にお住まいの大学生等が山梨に就職と申しますか、その後定着するかどうかという意向等を聞いてございます。特に就職期において県外に転出する傾向があるという状況でございます。アンケートにおいても、やはり県内において魅力的な就職先がないとか、生活の場として魅力がない、あるいは都会志向がある、そういったさまざまな要因によって都会、東京に出ていってしまっているという要因がアンケートからわかっているということでございます。

望月（利）委員 アンケート調査でなぜかという部分が出てきたと思います。では、そのところをケアしていくことで若者の流出という部分が歯どめがかかるのではないかとと思いますが、本会議の答弁をメモしたんですが、知事の答弁は、就職応援企業ナビやメールマガジンなど県内企業の魅力発信とか、ジョブカフェやまなしなどで就職相談、理工系大学生が県内中小企業に就職した場合に奨学金の返還を支援するという部分です。その部分のポイントがずれているのではないかと思います。ですから、若者がなぜ山梨県に定着しないのかという部分のポイントをもっと狭く絞った形で、そして、そのニーズに合ったような政策をしていかなければ方向がずれてしまうとそのところのケアができないと

思うんですが、その辺はどうでしょうか。

宮崎地域創生・人口対策課長 県内企業の従前の取り組みと申しますが、そういったところを知事から答弁をさせていただいたところでございます。それが直近の若者の転出対策の流れに沿ったものであるかということでは不断の見直しをしなければならないところでございます。先ほど申し上げたとおり、県内の魅力的な就職先がないとか、そもそも山梨県に若者が生活する場としての魅力がないというようなことも、昨年実施したアンケートで判明しております。

従前のようなU・Iターンの就職のようなことを産業労働部所管でやっていたいただいているんですけども、それに加え、就職期の若者に県内の企業を見ていただくような仕組み、県内企業にそもそも目が向いていない、山梨県の企業はそもそも関心がないというようなところを打破していくような取り組みとか、県内企業のPRをしっかりとしていく。そこで就職活動期に県内も見えていただく。あるいは、先ほど東京志向だというようなお話をしましたけれども、生活の場として山梨県が子育て環境だとかそういったさまざまな面で実は非常に住みやすいところだということもPRするとか、そういったところが必要ではないかというように、先ほど望月勝委員からお話があった、転出のところで状況がよくないという話もございまして、やまなし未来会議の有識者の方々からもそういった意見を頂戴してございます。なので、従前のような就職に加えまして、どのような取り組みができるのかということで部局連携をさらに強めながら考えていかなければならないし、来年度以降も取り組まなければならないと考えております。

望月（利）委員 本日に努力して、統計もとっていただいた、またアンケートもしていただいた。繰り返すようですけれども、そのアンケートを生かすために、また統計という数字で見えてくるものを生かすために、しっかり方向性がぶれずに、ニーズに合った方向でやっていただきたいなと思っております。総合計画実施状況報告書を9月定例会に提出いただきまして、そのような部分が見えてきました。PDCAサイクルというものが御承知のとおりあると思いますが、しっかりチェックして、方向修正するのであれば方向修正して、ニーズに合った形で次のプランを練っていただければと思っております。

また、本会議の答弁の中で、知事が、小学生を対象に本県にゆかりのある著名人が小学校を訪問して、山梨県の魅力を伝える講演を実施するというところで答弁をいただきました。まず、さまざまな年齢層のターゲットがあると思うんですけれども、なぜ小学生にターゲットを絞ったのか教えてください。

宮崎地域創生・人口対策課長 若年層の転出対策というのが喫緊の課題になってございます。総合戦略をつくった中でも、さまざまな観点から転出対策に取り組むということをしていただく中で、知事が答弁しました事業につきましては、山梨県の魅力をきちんと幼少期のころから知っていただいて、幼少期のころから郷土愛を育て、ふるさと山梨に定着をしていただく、そのような狙いでやっております。特に委員からお話があった、なぜ小学生を対象にというようなお話ですけれども、人口減少対策のさまざまな取り組みをやる中で、特に比較的少年期、若いころの県民に対する取り組みが若干少ないこと、あるいはより早い時期から地元への愛着、郷土愛を育てることが将来的な県内定着により効果が高いのではないかとということで、今回につきましては、小学生、特に高学年の5・6年生を対象に事業を行ったということでございます。

望月（利）委員 新聞記事にもありますが、舞鶴小で知事が「無限の可能性を信じ」という題でお話をしたということでございます。まさに山梨を誇りに思うとか、地元愛、アイデンティティーという部分をしっかりと醸成していくことが大事だと思いますが、この事業というのは、実施状況という部分も含めて、今後の事業成果、どのように広げて活用していくのか教えてください。

宮崎地域創生・人口対策課長 この講演事業ですけれども、年度内に30校の小学校を回るといような計画でございまして、本日現在で19校で講演を行ったところでございます。後藤知事を初め、さまざまな県内あるいは県外で活躍されている山梨ゆかりの方々に御登壇をいただいて、小学校に出向いてお話をいただいているという状況でございます。この効果の波及ということでございますけれども、30校ということで、全ての小学校に対してやれたわけではないというところでございまして、講演が終了した後に、全ての講演内容について、山梨の魅力を県内ゆかりの著名人に語っていただいたこの内容につきましてパンフレットにまとめたいと考えております。そのパンフレットは、さまざまな著名人が語られた、山梨のいいところ、山梨の魅力が凝縮されたものであると考えておりますので、郷土愛を深めてもらうための副教材、そういったもので各小学校に配布いたしまして、その事業効果をさまざまな形で効果的に波及できるように、教育委員会と連携して小学校に働きかけてまいりたいと考えております。

望月（利）委員 私の会派のチームやまなしビジョンでもうたっています。また、知事も若者の人口流出という部分は、非常に重要だと思っています。総合政策部のみならず、全庁的にしっかりターゲットを見据えてやっていくべきだと思っておりますが、若者層の転出対策について、今後どのような展開をしていくのか、最後にお答えください。

宮崎地域創生・人口対策課長 先ほども申しましたとおり、若者の転出対策という点については、就職先の問題、あるいはそもそも山梨県に対する生活の場の魅力の問題で、総合政策部のみならず、関係部局と連携を強化する必要があると考えてございまして、そういった観点から、全庁的に来年度以降取り組んでまいりたいと考えております。

主な質疑等 総務部・防災局関係

第97号 山梨県知事、副知事、公営企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当及び期末手当支給条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第98号 山梨県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第99号 山梨県職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第102号 山梨県職員の退職手当に関する条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第104号 山梨県県税条例等中改正の件

質疑

(自動車税の身体障害者に対する減免制度について)

望月(勝)委員 自動車税の身体障害者に対する減免制度について伺います。まず、今回の見直しは、この説明書にもありましたけれども、最近の社会情勢を見ながらこうした措置をとるということで、今回の見直しの中で対象者の拡大と要件の緩和、減免の上限枠の設定ということがありますが、全体として障害者の方にはどの

ような恩恵が受けられるのか、利点があるのか、その辺をお聞きします。

保坂税務課長 現在減免を受けていらっしゃる方は7,100人ございます。障害者1人につき1台に限定しておりますので、減免車両も7,100台ということになります。自動車税の課税台数が34万4,000台でありますので、今のところ、全体の約2%が減免車両となります。

今回の見直しでは、6ページの補足資料の2の世帯要件の見直し、5番の対象範囲の拡大によりまして、対象者が合わせて370人程度ふえるものと見込んでおります。また、4番の減免上限額の設定では、現在2.5リットルを超える車が780台ほどございますので、これらの方につきましては新たな負担が生じるということになります。なお、3の所有者登録要件の見直しにつきましては、今後本人名義から家族名義に変えるということはありませんが、減免車両そのものの増減には影響がないものと考えております。

望月(勝)委員 今回の説明で、車両の排気量の大きいものに対しては、余分なオーバーする分については本人の負担を願うということですが、その中で、今回の見直しで税収面から見ると、増収となる項目と、減収となる面があると思うんですが、全体としてはそこらの対処はどうなるのかお伺いします。

保坂税務課長 現在、自動車税と自動車取得税を合わせた税収が、平成28年度予算ですと137億円でございます。さらに今年度の障害者減免額が2億8,700万円でございますので、税額のおよそ2%に相当いたします。まず、減収の項目でございますが、6ページの補足資料の2と5の見直しがこれに当たりまして、合わせて1,600万円の減収を見込んでおります。一方、増収でございますが、補足資料の4がこれに当たりまして、1,200万円の増収を見込んでおります。したがって、全体では400万円の減収となる見込みでございます。

望月(勝)委員 今回の説明だと、減額のほうは1,600万円減額、また、2,500cc以上の車を購入した場合の負担額が多分税収で増額となると思うんですけども、その分が1,200万円になるということで、プラスマイナスの減のほうが大きと思うんです。その場合、今回の見直しで、本県の独自の判断といいますか、障害者に対する社会情勢を鑑みながら、本県ではそうした特別な措置を講じたということですが、これは他県と比べて本県の見直し内容はどのように評価できるのか、また、他県ではどのような障害者に対するこの時期の減免措置をとっているのか、その辺を伺いたいと思います。

保坂税務課長 今回の見直し内容でございますが、これは現場で実務に携わる総合県税事務所の自動車税部に寄せられました障害者の方や御家族の方の意見、要望あるいは苦情等を基本に据えまして制度設計を行い、さらに、他県の先進事例を参考にいたしまして、障害者団体の意見を伺った上で改正案は作成したところでございます。このうち、減免対象となる障害等級の見直し、あるいは減免額の上限定、これにつきましては他県において半数以上の県で既に採用されているところでございます。一方、常時介護者運転の世帯要件の緩和でございますが、これらは今のところ一部の県しか採用されておりません。これらにつきましては積極的に今回取り入れることといたしまして、他県と比べても先進的な内容になったものではないかと考えております。

望月（勝）委員　今の説明だと、他県に比べて山梨県が先進事例としては障害者に対する温かい対応をしているということでございますけれども、制度設計など他県に比べての状況も、半数以上の県でもこういう減免措置を講じているということでございます。この場合、県条例の中でも恐らくこういうことは数少ない税条例の改正じゃないかと思うんですけれども、特に今回の見直しは、経済情勢、また、障害者の社会情勢を見たときの時宜を得たものと考えますけれども、今後この見直し内容について、障害者の方に十分理解してもらえるような周知徹底をどのように県として進めていくのか。また、今後、障害者に対する家族とか、身の回りを守ってくれる方々へも周知徹底、理解をさせていただかないと、悪用される面が出てくると、非常に税の公平・不公平という問題も出てきますので、その辺の県の対応をお聞きしたいと思います。

保坂税務課長　今回の見直しでございますが、対象者の拡大と要件緩和を行うことにより、障害者により利用しやすい制度とすることに加えまして、減免の上限額を設定することにより、新たな負担を求める内容となっております。特に現在は対象からは外れているんですが、今後新たに対象になる方、また、今既に減免を受けている方で上限額の要件に該当する方に対しましては、これは条例の施行の前に周知を徹底することが重要であると考えております。このため、見直し内容につきましては、県ホームページや広報誌に掲載するほか、障害者団体の協力を得まして、チラシの配布を徹底して行うなど、来年4月1日からの実施に向け、障害者の方への周知を徹底するとともに、県民の皆さんに対する障害者減免制度の理解も深めてまいりたいと考えております。

望月（勝）委員　この障害者の減免制度は特に大切なことであるし、重要なことでもある。また、山梨県が他県に先んじて行ったということは非常に評価を得るものでありますけれども、先ほど申しましたけれども、税の公平感、不公平感が生じないように、家族やその関係する人たちへの、やはりこういうものを利用して悪用される面も出る可能性もありますので、その辺は周知徹底してこの税の減免措置を実行していただきたいと思います。

保坂税務課長　この制度は悪用しようと思えば悪用できるところも確かにございますので、そういったことがないように正しい適正な運営を行えますように周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

桜本委員　18歳以上の身体障害者本人の名義の登録に限定しておいたものが、同居の家族による登録も可能というようなことの中で、例えば駐車場における障害者車両等駐車する場合に何か見分けるようなシール等は考えているんですか。

保坂税務課長　私どもの制度ではございませんが、福祉保健部におきまして、思いやりパーキング制度というものがございます。これで障害者の車両として認められているかどうかというものがございますので、これらの活用を図っていきたいと考えております。

桜本委員　そういうこと含めてなんですけど、要するに今度制度が変わって、障害者の方の家族のものであるので、障害者の駐車場にしても可能ですよということまで考えておかないと誤解を受ける可能性も生じてきますので、その辺の対応を考えておいたほうがいいと思うんですが、いかがですか。

保坂税務課長 確かに家族の方が停めている場合に誤解のないようにする必要があるので、そういった方向で対応していきたいと考えております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

**第105号 平成28年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの並びに第4条地方債の補正**

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

**第106号 平成28年度山梨県集中管理特別会計補正予算**

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

**第108号 動産購入の件**

質疑

桜本委員

ベル・ヘリコプター社からまた改めて結果の見直しの要望という形で県に書類等が届いているようですが、どのような対応、見解をお持ちでしょうか。

小澤消防保安課長 ベル・ヘリコプター株式会社からの苦情申し立てにつきましては、10月20日に山梨県政府調達苦情検討委員会から改正協定第8条第1項等に違反してはいない、入札の仕様書の見直し及び調達の再審査の実施を求めるとの苦情申立人の主張は採用できないという報告をいただいているところでございます。苦情申し立て及びその処理についてのルールを定めた「政府調達に関する苦情の処理手続」によれば、関係調達機関は、正当に申し立てられた苦情に係る委員会の提案に従うものとすると言われておりますので、同委員会の報告書を踏まえ、消防防災ヘリコプターの調達事務を適切に進めてまいりたいと考えております。

桜本委員

例えば不測の事態だとか、例えば国際機関に提訴されるだとか、これ以上の混乱はないという回答でよろしいのでしょうか。

小澤消防保安課長 現時点で苦情申立人がどのような対応をとるといことは確定的なことは申し上げられませんが、既に10月20日に苦情申し立ての報告書があって以降、法的手続等とはとられておりません。政府調達に関する苦情申し立てで訴訟等に発展するケースは極めて少ないと承知しておりますので、今回の案件について今後訴訟等はないものと考えておりますが、もしあった場合については適切に対応してまいりたいと考えております。

桜本委員 議会の議決を経る必要ということで今かけられているわけですが、当初の平成30年4月の運航開始というスケジュールに変更はございませんか。

小澤消防保安課長 消防防災ヘリコプターの生産につきましては、発注から納入まで1年以上の期間を要することから、年度当初から早目の業務執行を心がけ、WTOの所要の手続等を精力的に進めてまいりました。当初予定していた平成30年3月の納入期限まではまだ1年2カ月以上の期間があり、契約相手方である三菱商事株式会社に確認をしたところ、期限内の納入が可能である旨の回答がございましたので、現時点で当初スケジュールを変更することは考えておりません。御議決をいただいたところで早期に契約相手方と詳細スケジュール等について詰め協議を行うなど必要となる手続を適時適切に実施いたしまして、期限内納入に万全を期してまいりたいと考えております。

桜本委員 購入価格が確定されているわけですが、今の現有機も20年以上経過している中で、維持管理費というようなものがずっと続けてきているわけですが、今後のこの新しい機種においては、維持管理費はどういう費用を毎年計上していけばいいのか。例えば1年間は何らかの故障があっても部品の交換は無料だとか、その辺のことも含めながら、維持管理費について、5年たてば維持管理費がふえるとか、あるいは下がるとか、そういった見通しも含めてお答えください。

小澤消防保安課長 維持管理費の項目といたしましては、操縦士や隊員、これは県職員とか市町村の消防本部からの派遣職員等を含めますけれども、そういった方々の人件費及びヘリポート等の離着陸料、土地及び施設設備の利用料、航空機燃料、航空保険、その他の消耗品等がございます。総額でおおむね大体2億4,000万円前後現行ではかかっております。

今後の維持管理費の見込みでございますが、一義的にふえる項目といたしまして航空機の保険でございますが、これは今、旧機種の機体価格に基づいて保険を掛けておりますので、この金額はかなり低い金額となっております。これが機種を更新することによって若干上がるということもございます。あと、機体の納入につきまして当初1年につきましては、何かあった場合については、受託者で修理をするという項目を契約書に盛り込んでおりますので、その部分の維持管理費については低減されるということがございます。

経年的にどのぐらい増加するかというものでございますが、現行機の例でいいますと、大体運航から数年間は故障等も少なく、徐々に維持管理費がふえていく傾向がございます。どのぐらいというのを今の時点で明確にお示しすることは、申しわけございませんが、数値がございませんので、御回答できません。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

### 第112号 当せん金付証券発売の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

### 請願第28-12号 山梨県各機関における非行政書士行為排除の徹底を求めることについて

意見 (「採択」と呼ぶ者あり)

討論 なし

採決 採決の結果採択すべきものと決定した。

### 所管事項

質疑

(中部横断自動車道の全線開通が遅れることに伴う県の負担額について)

桜本委員

中部横断自動車道の全線開通時期について、平成29年から2年間おくらせるということで、平成31年度には責任を持ってというお答えもいただいているわけですが、総事業費も600億円膨らみ、2,600億円になるという見通しが立ちました。その中で、県の負担額、これについてはもう既に計算済みかと思うんですが、どれぐらいの金額になっているんでしょうか。

泉財政課長

新直轄事業に係る国と県との基本的な負担割合は3対1でございます。しかしながら、平成19年度に本県に認められた地方交付税の特例措置や事業費の増によって増加する地方交付税措置、あるいは国の負担割合のかさ上げといった措置を活用することによりまして、2,600億円に対します実質的な県負担額は90億円程度となる見込みでございます。

桜本委員

90億円といっても、例えば経済効果や2年おくれるということにも影響は当然及ぼしていると思います。その中で90億円ということを指摘されているわけですが、よくコメントの中で、事業費を抑制するとかそういったことを答えているわけですが、どのような細かい抑制策があるんですか。簡単に90億円ですと言われても、これは誰に責任があるということではなくて、きちんとした地質調査等が行われない結果、あるいは有機的な鉱物等が出てきたということも含めて、きちんとした事前の調査ができていないことの結果のあらわれであって、その分2年間おくれる。そして、90億円も県が負担、我々県民が負担をしなければならないということも含めて、いろいろな各方面からこの90億円を抑制していくことが大事かと思われまます。具体的にどういう施策のもとやっていくのか。ただ単に90億円ですというわけにはいかないと私自

身も思いますし、県民もそういった考え方を持っていると思います。どのように理解を得ていくのかお聞かせください。

泉財政課長 今回の新直轄の増額に関しましては、ひとえに事業の特性、工事の内容といったものにかかわって、それによって発生するということになります。基本的には県土整備部とよく連携を図りながら、適切な工事内容の選定や工法の工夫などによりコスト縮減に努めるように働きかけているということになりまして、財政課といたしましても、財政的な観点からしっかりと連携を図りながらやっていきたいと考えております。

桜本委員 連携といっても、90億円ということに関しては減額できないわけですね。その分、この90億円に対して、例えば工事請負業者だとか、あるいは国だとか、そういった責任の範囲というんですか、私たちが例えば民間の中で工事契約をしたとして、2年間おくらせてしまいました、90億円かかりますという、国民の中でそういった考え方はあり得ないわけです。ただ、行政が絡んでしまいますと、わかりました、お受けいたしますというわけにはいかないと思うんです。この責任の所在を明確にしていかなければならない。それについては、県土整備部ではありませんけれども、国から来ている方もおいでになりますし、そういった調整をすることも国から来ている方々の役割ではありませんか。いかがですか。

泉財政課長 ただいまの御質問に関しましては、ひとえに工事の増額ということに関してということでございまして、基本的に県土整備部とよく連携を図りながらということでございます。ただ一方で、当然国からというふうな今の御指摘ございまして、そこは今、具体的に何かということでお答えすることができませんけれども、さまざまなところから情報を得ながら、何ができるか今後検討していきたいと考えております。

桜本委員 くれぐれも申し上げます。90億円というものは、やはり国民の中ではあり得ないわけです。このことによって県民負担も多大なるものも起きてくる。そういった中で、ぜひこれは真剣議論として、総務部局としてもしっかりと契約内容ももう一度吟味していただいて、瑕疵の範囲なのかどうか等も含めて、ぜひ真剣な検討をいただきたいと思います。総務部長、いかがでしょうか。

前総務部長 総事業費を抑制していくということは非常に大事だと考えておりますので、県土整備部ともしっかり連携しまして、国に対してコスト縮減に努めるよう要望をしっかりとまいりたいと考えております。

(県の防災会議地震部会からの報告書について)

安本委員 2点ほどお伺いをしたいと思います。最初に、県の防災会議地震部会からの報告書提出に関してお伺いしたいと思います。12月2日に「熊本地震における課題と本県の対応方向」という報告書が防災会議の地震部会でまとめられて、県に報告をされました。対応の方向として大きくは4点、避難所運営、支援物資、受援態勢、支援態勢、その他マスコミでも取り上げられていた課題への対応が提言をされています。本会議でも質疑がありましたので、その部分については避けたいと思いますけれども、幾つかお伺いしたいと思います。

まず避難所運営について運営マニュアルを策定するというのもありまして、それが策定されていないということもちょっと驚いていたんですけれども、

この避難所運営の中で女性の参画を進めるといふ提言がなされております。これまでは避難所に女性のプライバシーがないとか、避難された女性のことに配慮が足りないのではないかと、こういう議論もあったわけですが、今回の提言はちょっと違って、避難所運営への女性の参画ということで、これは、どんな議論があったのかお伺いしたいと思います。

廣瀬防災局次長（防災危機管理課長事務取扱） 避難所の運営につきましては、確かにこれまでもプライバシーや女性用のトイレ、または女性用品などの備品等の問題が指摘されてきておりましたが、今回の熊本地震におきましては、こうした課題に加えまして、避難所の育児・介護とか衛生面に家庭の生活の知恵の活用といったものを図るべきという意見とか、女性が相談しやすいということもあるんでしょうけれども、避難所に女性の相談員もしくは女性が相談しやすい体制が求められるというようなことがございました。こういったことの中で、地震部会の中では、災害時にも女性がリーダーとして意見を言い、指導できるようにしておくべきというようなことの議論がなされ、女性の避難所運営のリーダーを育てるため、避難所運営に女性の参画を進めるといふ提言になったものでございます。

安本委員 知事からも、避難所運営リーダーの女性を育てるといふ御答弁あったかと思えます。甲府市では、女性だけの防災リーダー研修会ということも行われておりますけれども、具体的には県としてはどのようにして女性の避難所運営リーダーを育てようとしているのかお伺いします。

廣瀬防災局次長（防災危機管理課長事務取扱） 県では、県下の県民センター4圏域におきまして、地域防災リーダーの養成講座も開催して、避難所運営を含めて自主防災組織の中心となる役割を担う人材を養成しております。その中で特に女性の地域防災リーダーの養成を促進することとしておりまして、目標ですが、女性受講者の割合が3割になることを目指して取り組んでおります。

安本委員 しっかり取り組んでいただきたいと思えます。  
それから次に、提言の中には福祉避難所の拡充という項目がありました。熊本地震では、福祉避難所自体の絶対数が不足していたとか、どこにあるのか場所の周知がなされていなかったと、こういった課題もこの報告書に書かれておりました。今、要配慮者と、かつては要援護者というふうに私、記憶しておりましたけれども、要配慮者とありましたけれども、福祉避難所の数の確保を検討するというような言い回しだったと思えます。福祉避難所は、県の防災アクションプランでも指定の促進ということに取り上げられておりまして、直接には福祉保健部の所管かとは思いますが、お伺いしたいことがあります。福祉避難所の指定についてはかなり以前から進められていて、かなりの数があり、県内に指定されていると記憶しているんですけども、今、何カ所ぐらい指定されているんでしょうか。

廣瀬防災局次長（防災危機管理課長事務取扱） 福祉避難所につきましては、防災局と福祉保健部の両方に対応させていただいております。数でございますが、熊本地震を受けまして、市町村に対して緊急の実態調査を行わせていただきました。平成28年4月時点ということになりますけれども、平成24年度に比べて131カ所ふえまして、平成28年4月時点で313カ所となっております。県内の全ての市町村に福祉避難所を指定しているということがわかっております。

安本委員            そういう指定があった上で、今回の提言は、福祉避難所の数の確保を検討するという表現になっているんですけども、意味がよくわからなかったのですけれども、ということなのか。

廣瀬防災局次長（防災危機管理課長事務取扱） 熊本地震におきましては、福祉避難所でも収容者数が事前に確認できておりませんで、また、避難者となる要配慮者数も把握できていなかったということがございます。それで、福祉避難所の収容人数が追いつかなかったというのが課題となりました。このため、市町村におきましては、まずは避難行動要支援者の名簿をつくることになっておりますので、これをもとに必要となる福祉避難所の必要数をおおむねでございますが、先ほど言った要配慮者も含めて推計する。その上で、福祉避難所となり得る施設などの管理者などの協力を得ながら収容数をふやしていく、そういったことを検討する必要があるという意味を込めたものでございます。

安本委員            私も福祉避難所の整備促進ということで、要配慮者は御高齢の方から障害者の方とかさまざまな方いらっしゃると思うんですけども、かつて私は甲府のお母さんから、もし災害が発生して、私が子供と一緒に避難するにしても、一般の避難所では無理なんです。というのは、子供が自閉症を抱えていて、皆さんに迷惑をかけてしまうので、今通っている特別支援学校を避難所として開放していただければという要望を受けた。県の教育委員会は、その質問に対して、地元の市町村から要請があれば前向きに検討しますと言っていたんですけども、なかなか市町村で要請がなかったようで、1カ所ぐらいしか指定が進んでいないということも聞いているところです。

本当に市町村の方たちがこういった子供さんを持っていらっしゃる方の声を聞いて対応していただいているのかどうかということも私もよくわからないんですけども、ぜひ市町村にも、県のこういう施設についても対応可能だということも指導していただきたいと思います。このとき、知事から答弁で、そういう障害者の方たちは、小規模なところではなくて、大きなスペースのあるようなところでないとなかなか難しいんだというような答弁もありまして、県内4圏域に県としてもそういう福祉避難所の大きなものを整備していくと、こういう御答弁をいただいたんですけども、その後どうなっているのかお伺いしたいと思います。

廣瀬防災局次長（防災危機管理課長事務取扱） たしか平成24年ですかね、知事が答弁しましたが、災害時における障害者の安全及び障害福祉サービスの確保に努めるために、平成24年度から27年度までの間に、障害保健福祉の4圏域に1カ所ずつ計4カ所の防災拠点スペースを整備したということでございます。

安本委員            熊本地震のときにその場所がきちんと広報されていなかった、周知されていなかったということもありますので、また県でもしっかりと広報をお願いしたいと思います。

もう1点、地方公会計の整備についてお伺いしたいと思います。私も何回か質問させていただいたんですけども、いよいよ今年度いっぱい整備が終わって、来年度からこの公会計進んでいくと思うんですけども、なかなかない言葉なので、この地方公会計、どのようなもので、どのように県として役立つものなのか、簡潔に御説明をお願いします。

- 泉財政課長 新たな地方公会計制度につきましては、全国統一の作成基準ということで整理がされることになっております。したがって、地方公共団体間の財務状況の比較がしやすくなるといったことや、保有する全ての県有資産を網羅した固定資産台帳の整備を前提としていることから、正確性も向上し、資産やコストの情報がよりわかりやすい形で県民の皆様に理解していただくことになるということでございます。
- 安本委員 今まで例えば県の道路とか工作物についても、その価格を評価して資産として捉える数字は全然なかったわけです。無形の固定資産、ソフトウェアについても、取得価格はわかりますけれども、評価をしたことはなかった。そういうものを全部この短期間で評価しなければいけないということで、私、知事から答弁で、2つの難しいところがあると感じています。固定資産台帳を県で整備するのは大変な作業だというふうに答弁いただいたんですけども、きちんと進んでいるのかどうか。進んでいるんでしょうけれども、改めて伺います。
- 泉財政課長 まず、進め方や推進体制でございますけれども、現在、全庁挙げまして新地方公会計整備庁内検討委員会を随時開催しております。この中で意識共有を図りながら、先ほど申し上げました固定資産台帳の整備や、事務処理の方針について議論をしていくということでございます。また、今年度は、専門家、いわゆる監査法人でございますけれども、監査法人と新契約を結びまして、技術的な助言もしっかりといただいているということでございます。固定資産台帳の整備は2カ年にわたりまして昨年度から進めておりまして、こちらにつきまして本年度末で完成をする予定でございます。
- 安本委員 画期的なことだと思うんです。県の負債といっても資産もあるわけで、その資産を全部挙げていくということで大事なことだと思います。  
2つ目の課題として挙げられていたのが、複式簿記に対応した電算システムの構築、これも大事な点だということがありましたけれども、国から標準的なソフトウェアが提供される見込みだと伺ってございましたけれども、こちらの構築についてはどこまで進んでいるんでしょうか。
- 泉財政課長 国から統一的なソフトは提供がされるんですけども、県でこれまで使用しておりました財務会計システムのベースにそのソフトを合わせなければいけないということございまして、システムの構築業務が今おっしやっていたいただきましたように出てまいります。こちらにつきまして、9月に業者と契約を結びまして、11月中にソフトウェアの導入をしたということでございます。年度末の完成に向けまして、システム運用テストなどを行っているというところでございます。
- 安本委員 全国で全て進めていくということで、私とその質問のとき危惧したのが、県内の全市町村でも同時に進んでいくと。なかなかそういう専門家もいない中で、県から指導・助言体制についてはしっかりお願いをしましたけれども、全市町村、きちんと進んでいるんでしょうか。
- 森田市町村課長 地方公会計整備の市町村の取り組み状況ということでございますが、まず、財務書類作成の前提となる固定資産台帳の整備につきましては、27団体中8団体が平成27年度に作成済み、今年度におきましては18団体が作成予定でございまして、残り1団体につきましても明年7月までに整備する予定となっ

ております。これを踏まえまして、統一的な基準による財務書類につきましては、これは原則として平成29年度までに作成することとされておりますけれども、27市町村のうち25市町村について作成が見込まれる状況となっております。県といたしましては、これまでも市町村に対し情報提供、研修会の開催などによる支援を行ってまいりましたが、作成時期が定まっていない2団体を含めて全ての団体が求められている期限までに作成できるように引き続き支援を行ってまいります。

安本委員 指導ではなくて支援という言葉だったので安心しましたけれども、助言をしっかりとお願いしたいと思います。

県の作業ですけれども、この公会計の整備に係る費用は全体でどれくらいかかっているんでしょう。

泉財政課長 今年度28年度の当初予算のお話で申し上げますと、先ほど申し上げましたシステム構築に係る経費1,350万円余、さらに監査法人への業務委託費1,100万円、合計2,450万円余を予算計上しているということでございます。この中で、システムの構築の部分につきましては普通交付税で措置がされまして、監査法人との委託契約につきましては、その半分が特別交付税で措置がされるということで国からの支援を受けているという状況でございます。

安本委員 国から全自治体で進めるようにということなので、それなりの支援があるということはわかりました。職員にとっても大変な作業を今進められているわけで、これからいろいろな諸帳票も出てくると思うんですけれども、県民の皆さんに、県の資産とか負債とか、これから今後、県の施設をどういうふうにするのか。また、改築したりしていくのか。そういったことのも材料にもなる資料だと思いますので、しっかり広報していただいて、活用できるようにお願いをして質問を終わります。

泉財政課長 この公会計により県民の皆さんに県の財政状況をよく理解していただくということでございまして、さらにそういったものを各庁内の部局にも共有を図ることで、各事業のマネジメントなどにもしっかり活用していきたいと考えています。

(避難所運営マニュアルについて)

望月(利)委員 避難所運営マニュアルについて質問させていただきたいと思います。先ほど安本委員からの質問に対して、女性の参画、また福祉避難所のことについて御答弁いただきました。そこを除いた形で幾つか質問をしたいと思います。

まず、運営マニュアルですが、早急にモデルをつくってということで答弁をいただいたわけですが、その基本モデルがやはり県内875カ所の避難所のうち81カ所しか制定していないという中で、それぞれの規模とか大きさ、形態、例えば、公民館だったり、体育館であったりさまざまな形態があります。そういった中で、どのような基本モデルをつくっていくのかということをお教えください。

廣瀬防災局次長(防災危機管理課長事務取扱) 確かに875カ所の避難所のうち81カ所にとどまっているのが現状でございます。今後、避難所について、個々の避難所ごとに運営マニュアルをつくっておくことが、自主運営とか避難所の運営に対して有効だと考えております。避難所につきましては、小中学校を指定してい

るところや、公民館等の地域の施設を指定しているところ、それから、市町村の所有施設、市町村民センター、そういったものを指定しているところなど、さまざまな形態がございます。したがって、そういった形態別とか、それから、常時どのような方が、例えば市の職員が常時いるとかいないとか、そういった中身に応じて幾つかのパターンを考えながら策定していきたいと考えております。

望月（利）委員 恐らく避難所を運営する方々、マンパワーという部分なんですけど、その役割という部分もあるんですけど、そういったものはある程度詳細に決まっているのかどうか教えていただきたい。

廣瀬防災局次長（防災危機管理課長事務取扱） 中身はこれからモデルをつくっていくことで基本的には決まっておりますけれども、その避難所で行うべきこと、避難者支援やトイレ、食事などやるべきことは決まっておりますので、そういったやるべきことごとくどういったものを定めましょうということを決めていきたいと考えております。

望月（利）委員 あわせて、本会議でその後に質問した避難者カードについてなんですけど、今回のこの基本モデル、運営マニュアルの中でカードの基本的な様式も示していくのでしょうか。

廣瀬防災局次長（防災危機管理課長事務取扱） 避難者カードの様式について、避難所の統一的なマニュアルというんですか、市町村全体のマニュアルとしての様式として、峡東県民センター及び峡南県民センターでは既にそういったものを示しております。ほかのところではまだ出ておりませんので、県民センター及び市町村の意向を聞きながら、どういったものがよろしいかというのを示していきたいと考えております。

望月（利）委員 ということは、今回の運営マニュアルの中では示さずに、別途つくっていくという形でしょうか。

廣瀬防災局次長（防災危機管理課長事務取扱） 今その辺のところの意見もまだ聞いてございませんので、今後検討させていただくということで御容赦いただきたいと思います。

望月（利）委員 本会議の答弁を何度も持ち出して申しわけないんですけど、本会議の答弁の中で、避難者カードを作成していないところがあるから作成を促していくと、今もそういう話だったと思いますが、具体的に県内市町村、どのぐらいの数の市町村が作成していて、どのぐらいの数の市町村が作成していないのかわかりますでしょうか。

廣瀬防災局次長（防災危機管理課長事務取扱） 県内のうち21市町村は作成しておりまして、6市町村が作成していない状況でございます。

望月（利）委員 最後になりますが、この運営マニュアルの基本モデル、これを作成していくに当たって、やはり災害がいつ起こるかわからないという中で早急に策定しなければいけない。しかしながら、じっくりと練らなければいけない部分もあります。その時間軸的なこと、いつぐらいを目途に示していくのか教えてください。

い。

廣瀬防災局次長（防災危機管理課長事務取扱） できるだけ早くということやっていきたいと思うんですが、とにかくまず基本モデル的なものを今年度中ぐらいには作成して、お話をしていきたいと考えております。それ以外のことも、できることをできるだけ前倒しをして、市町村へ提示していきたいと考えております。

（消防防災ヘリ「あかふじ」の救助活動について）

高木委員 消防防災ヘリ「あかふじ」の救助の活動についてお尋ねしたいと思います。10月28日に総務委員会で県内調査を実施し、甲斐市にあります消防防災航空隊の視察をいたしました。そのときに、平成27年の救助活動、緊急運航が10年前の2倍となる70件を超えたという話がありました。つい先日も、富士山で滑落による、とうとい人命が3人も失われるという悲惨な事故が起きたわけですが、これを減らす意味でも最初に聞きたいのは、消防防災ヘリ「あかふじ」の昨年の緊急運行が70件を超える中で、山岳遭難に携わる救助活動は何回だったんでしょうか。

小澤消防保安課長 昨年度の緊急運航の救助の件数でございますが、71件ございまして、このうち、山岳救助の件数につきましては、約4分の3、75%に当たります53件でございます。なお、この75%というのは、山岳救助でない、関東・東北豪雨災害の救助件数が15件と多かったことによるものでございまして、通常の年度でありましたら、山岳救助の件数は9割を超えるような状況となっております。

高木委員 今のお話から、山岳救助の比率が極めて高いということがわかりました。それでは、年齢構成でこういった年代の方たちが救助されたのか、あるいはシーズンではいつなのか、また曜日では何曜日が集中しているのか、その辺がおわかりになったら教えてください。

小澤消防保安課長 山岳救助者の状況でございますけれども、年齢別に見ますと、60代が19人で33%、70代以上が12人で21%となっております。60代以上の方々が半数、5割を超えております。また、時期的に見てみますと、7月から11月までの5カ月間に39件ということで、全体の74%となっております。曜日で見ますと、土曜日と日曜日が35件ということで、3分の2であります66%程度となっております。

高木委員 今の話から、60代、70代、そして、夏山のシーズンの週末に集中しているようですけれども、先ほど話がありましたように、昨年の北関東・東北の豪雨による災害に山梨県の防災ヘリ「あかふじ」は非常に活躍しました。他県の2倍を超える救助をいたしましたので、大変私たちは誇れますし、頼もしいと感じたんですけれども、その救助の映像を見て私は大変感激したんですね。例えば北岳の尾根で非常に厳しい環境下において本当に手際よく救助している姿はやはり多くの人に見ていただく必要があるかなと感じたんです。その広報を県はするべきだと考えるんですが、広報活動の取り組みについてどう考えているのか教えてください。

小澤消防保安課長 消防防災航空隊の活動につきましては、県の防災ポータルの中に消防防災航空隊のページを設けまして、「あかふじ」からの空撮動画や航空隊の活動状

況を掲載いたしております。このうち、活動状況につきましては、毎年度の緊急運航の実績や近県との合同訓練などを掲載した「あかふじニュース」を作成して、ホームページで公開しております。先ほど救助映像のお話でしたが、県警察本部では、山岳救助の抑制に向けまして、ユーチューブ山梨県警察公式チャンネルというところで、県警ヘリ「はやて」が山岳遭難者を救助する動画を公開している取り組みもなされております。こういった取り組みを参考といたしまして、一方、要救助者の方々のプライバシーという問題にも配慮しながら、現在よりも広報活動を充実してまいりたいと考えております。

高木委員

広域自治体のかなめである県は、市町村に強く語りかけて、防災の日なんかには地域の住民に映像でお知らせする、そういったDVDなどをお配りして広報することで、防災局、あるいは消防航空隊の人たちの活動が理解されることにもつながるし、先ほどの防災ヘリの購入にも県民の理解が深まるんじゃないかなと思います。プライバシーにも配慮しながら、ぜひしっかり広報していただきたいということを強く望んで質問を終わります。

その他

- ・ 本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。
- ・ 閉会中もなお継続して調査を要する事件については配付資料のとおり決定された。
- ・ 閉会中に実施する県内調査の日時、場所等の決定は委員長に委任され、1月31日に実施することとし、場所等については後日通知することとした。
- ・ 10月28日に実施した閉会中の継続審査案件にかかる県内調査及び意見交換会については、議長あてに報告書を提出した旨報告した。

以 上

総務委員長 永井 学